

平成30年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新																				
1	5	表中	<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略</td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、<u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> オ～サ 略</td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略	県	(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、 <u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> オ～サ 略	<p>第1編 総則 第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 地方公共団体</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は<u>避難指示（緊急）</u> (11)～(21) 略</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略</td> </tr> </table> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局三重河川国道事務所</td> <td>(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略</td> </tr> </table> <p>4 指定公共機関</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は <u>避難指示（緊急）</u> (11)～(21) 略	県	(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略	機関名	処理すべき事務又は業務	中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略
機関名	処理すべき事務又は業務																							
市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備情報、避難勧告又は指示 (11)～(21) 略																							
県	(1)～(13) 略 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15)～(21) 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、 <u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施</u> オ～サ 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
市	(1)～(9) 略 (10) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は <u>避難指示（緊急）</u> (11)～(21) 略																							
県	(1)～(13) 略 (14) 災害時の混乱防止 (15)～(21) 略																							
機関名	処理すべき事務又は業務																							
中部地方整備局三重河川国道事務所	(1)、(2) 略 (3) 応急・復旧 ア～ウ 略 エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路掲示板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 オ～サ 略																							

No.	頁	行	旧		新	
			機関名	処理すべき事務又は業務	機関名	処理すべき事務又は業務
			西日本電信電話株式会社三重支店	(1) <u>警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡</u> (2) <u>警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</u> (3)、(4) 略	西日本電信電話株式会社三重支店	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の正確、迅速な収集、連絡</u> (2) <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</u> (3)、(4) 略
			株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	(1) <u>警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡</u> (2) <u>警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</u> (3)～(6) 略	株式会社NTTドコモ東海支社三重支店	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の正確、迅速な収集、連絡</u> (2) <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</u> (3)～(6) 略
			KDDI株式会社中部総支社、ソフトバンクモバイル株式会社	(1) <u>警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡</u> (2)～(4) 略	KDDI株式会社中部総支社、ソフトバンクモバイル株式会社	(1) <u>南海トラフ地震に関連する情報（臨時）の正確、迅速な収集、連絡</u> (2)～(4) 略
			日本赤十字社三重県支部	(1) <u>警戒宣言の発令に伴う医療救護の派遣準備の実施</u> (2)～(6) 略	日本赤十字社三重県支部	(削除) (1)～(5) 略
			東海旅客鉄道株式会社	(1) <u>警戒宣言発令時の情報伝達</u> (2)、(3) 略	東海旅客鉄道株式会社	(削除) (1)、(2) 略
			日本貨物鉄道株式会社東海支社	(1) <u>警戒宣言時の正確・迅速な伝達</u> (2)～(8) 略	日本貨物鉄道株式会社東海支社	(削除) (1)～(7) 略
			東邦ガス株式会社津営業所	(1) 略 (2) <u>東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置</u> (3) 略	東邦ガス株式会社津営業所	(1) 略 (削除) (2) 略

No.	頁	行	旧	新
2	13	5	<p>第4章 津市の特性</p> <p>第1節 自然的条件</p> <p>1 沿革</p> <p>本市は、平成18年1月1日に、2市6町2村が合併し、総人口約29万人の津市となりました。</p> <p>本市では、<u>合併後に津市総合計画を策定し、5つのまちづくりの目標として「美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな文化と心を育むまちづくり」「活力のあるまちづくり」「参加と協働のまちづくり」を掲げ、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指したまちづくりを展開しています。</u></p>	<p>第4章 津市の特性</p> <p>第1節 自然的条件</p> <p>1 沿革</p> <p>本市は、平成18年1月1日に、2市6町2村が合併し、総人口約29万人の津市となりました。</p> <p>本市では、<u>合併後10年が経過し、津市総合計画基本構想・第2次基本計画を策定し「子供たちの未来が輝くまちづくり」「安心して健やかに暮らせるまちづくり」「いのちと暮らしを守るまちづくり」「心やすらぐ住みよいまちづくり」「自分らしく心豊かに輝けるまちづくり」「魅力と活力を生み出すまちづくり」を掲げ、市民の皆様がそれぞれの幸せを実感し、笑顔があふれ幸せに暮らせる県都を目指します。</u></p>
3	25	7	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>3 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去、生け垣化を進めます。</p> <p>4 技術者の養成（都市計画部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成</p> <p>(2) 略</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 災害に強いまちづくり</p> <p>第2節 建築物等災害予防計画</p> <p>3 落下物、ブロック塀の倒壊防止（都市計画部、各施設管理者）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去、生け垣化を進めます。</p> <p><u>また、市内の住宅や事業所に対し、公道に面した既存ブロック塀を撤去後、生け垣化を行う場合の補助金を創設し、災害時のさらなる安全対策を進めます。</u></p> <p>4 技術者の養成（都市計画部）</p> <p>(1) 被災建築物応急危険度判定士<u>及び被災建築物応急危険度判定コーディネーター</u>の養成</p> <p>(2) 略</p>

No.	頁	行	旧	新
4	31	12	<p>第4節 火災予防計画</p> <p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部） 職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難方法について講習会や訓練を実施します。</p>	<p>第4節 火災予防計画</p> <p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部） 職場や地域における火災の予防（<u>感震ブレーカーの普及促進を含む。</u>）、初期消火及び避難方法について講習会や訓練を実施します。</p>
5	35	26	<p>第6節 地盤災害等予防計画</p> <p>6 ため池改修事業等の促進（農林水産部） ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「<u>第4次三重県地震防災緊急事業5ヶ年計画</u>」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。 また、浸水等の被害が想定されるため池ごとに被害想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、<u>ため池ハザードマップの作成を進めます。</u></p>	<p>第6節 地盤災害等予防計画</p> <p>6 ため池改修事業等の促進（農林水産部） ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常時の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「<u>第5次三重県地震防災緊急事業5ヶ年計画</u>」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。 また、浸水等の被害が想定されるため池ごとに被害想定地域等に関する情報、避難先に関する情報、その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を定めた、<u>ため池ハザードマップを作成・配布するほか、ホームページに掲載するなど周知を行います。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
6	37	12	<p>第2章 地域防災力の育成 第1節 防災意識・防災知識の普及 3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《広報内容》</p> <p>（知識）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震等の発生のメカニズム ・予想される地震動・津波 ・避難場所 ・過去の地震災害事例 ・地域の地震特性、危険場所 ・各機関の実施する防災対策 ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・その他一般的な地震の基礎知識 <p>（新設）</p> <p>（災害への備え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・<u>1週間分以上の食料、飲料水、物資の備蓄</u> ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき <p>（新設）</p> </div>	<p>第2章 地域防災力の育成 第1節 防災意識・防災知識の普及 3 防災に関する広報の実施（危機管理部、都市計画部、<u>消防本部</u>）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《広報内容》</p> <p>（知識）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震等の発生のメカニズム ・予想される地震動・津波 ・避難場所 ・過去の地震災害事例 ・地域の地震特性、危険場所 ・各機関の実施する防災対策 ・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法 ・その他一般的な地震の基礎知識 <p>（新設）</p> <p>（災害への備え）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路の確認 ・家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ・耐震診断・耐震補強の実施 ・防災訓練、地域の自主防災活動への参加 ・食料、飲料水、物資の備蓄（<u>3日～1週間程度</u>） ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等、<u>携帯電話等の充電用バッテリー</u>）の準備等 ・<u>家庭用医療機器等の非常電源の確保</u> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火のための消火器の保有や風呂水のためおき ・<u>感震ブレーカーの設置</u> </div>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 ・一時帰宅困難者への対応 <p>(新設)</p>	<p>(災害時の行動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の安全確保、救助、応急手当 ・避難時の火元確認、初期消火、電源ブレーカーの遮断 ・非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行 ・避難行動要支援者への支援 ・情報の収集等 ・一時帰宅困難者への対応 ・<u>大地震が発生したときの通行方法</u>
7	49	25	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難支援等関係者</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>消防団</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) 社会福祉協議会</p> <p>(カ) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>2 避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 支援体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難支援等関係者</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>消防機関</u></p> <p>(エ) 略</p> <p>(オ) <u>津市</u>社会福祉協議会</p> <p>(カ) 略</p> <p>(3) 略</p>

No.	頁	行	旧	新								
8	54	21	<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 避難開始の時期</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難の勧告、指示等を行う場合、地震、津波の状況に応じて、次の基準を基に判断するものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・東海地震の強化地域（※1）に「警戒宣言」（※2）が発令された場合とし、津市は東海地震の強化地域ではないが、強い揺れや東南海地震を併発するおそれがあるため、避難準備情報を検討する。 ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※1 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度6弱以上又は20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲するおそれのある地域）。</p> <p>※2 東海地震の強化地域に対して、内閣総理大臣が住民に対して警戒体制をとるよう呼び掛け、発令する宣言。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	避難準備 ・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震の強化地域（※1）に「警戒宣言」（※2）が発令された場合とし、津市は東海地震の強化地域ではないが、強い揺れや東南海地震を併発するおそれがあるため、避難準備情報を検討する。 ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※1 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度6弱以上又は20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲するおそれのある地域）。</p> <p>※2 東海地震の強化地域に対して、内閣総理大臣が住民に対して警戒体制をとるよう呼び掛け、発令する宣言。</p>	略		<p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 避難開始の時期</p> <p>2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>(1) 避難の勧告、指示等を行う場合、地震、津波の状況に応じて、次の基準を基に判断するものとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備 ・高齢者等 避難開始</td> <td> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※ 南海トラフに関連する情報（臨時）が発表された場合は、今後の備えに対して市民に呼びかけを行う。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	避難準備 ・高齢者等 避難開始	<p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※ 南海トラフに関連する情報（臨時）が発表された場合は、今後の備えに対して市民に呼びかけを行う。</p>	略	
避難準備 ・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震の強化地域（※1）に「警戒宣言」（※2）が発令された場合とし、津市は東海地震の強化地域ではないが、強い揺れや東南海地震を併発するおそれがあるため、避難準備情報を検討する。 ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※1 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度6弱以上又は20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲するおそれのある地域）。</p> <p>※2 東海地震の強化地域に対して、内閣総理大臣が住民に対して警戒体制をとるよう呼び掛け、発令する宣言。</p>											
略												
避難準備 ・高齢者等 避難開始	<p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・その他市長が必要と判断したとき。 <p>※ 南海トラフに関連する情報（臨時）が発表された場合は、今後の備えに対して市民に呼びかけを行う。</p>											
略												

No.	頁	行	旧	新
9	61	26	<p>第5節 避難体制の準備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(5) 略 (新設)</p> <p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者） (1)、(2) 略 (3) <u>興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画</u></p>	<p>第5節 避難体制の準備</p> <p>1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1)～(5) 略 <u>(6) 帰宅困難者対策</u> <u>大規模な災害時には市外からの通勤者等一時的な帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するため協定等の締結を進めます。</u> <u>また、国の取組方針を踏まえて鉄道事業者と共同して対応を強化します。</u></p> <p>3 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者） (1)、(2) 略 (3) <u>興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画を作成し、避難者を安全に誘導します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新																								
10	68	表中	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>【地震災害時の配備基準及び体制表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>略</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (準備体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2配備 (警戒体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>東海地震注意情報が発表されたとき。</u> </td> </tr> <tr> <td>第3配備 (非常体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		略	配備基準	第1配備 (準備体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>が発表されたとき。 	第2配備 (警戒体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>東海地震注意情報が発表されたとき。</u> 	第3配備 (非常体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。</u> 	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>【地震災害時の配備基準及び体制表】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>略</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備 (準備体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」</u>が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第2配備 (警戒体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表により三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取り、三重県が発出する情報により、本市への影響が懸念される時。</u> </td> </tr> <tr> <td>第3配備 (非常体制)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 (削除) </td> </tr> </tbody> </table>		略	配備基準	第1配備 (準備体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」</u>が発表されたとき。 	第2配備 (警戒体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表により三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取り、三重県が発出する情報により、本市への影響が懸念される時。</u> 	第3配備 (非常体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 (削除)
	略	配備基準																										
第1配備 (準備体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）</u>が発表されたとき。 																										
第2配備 (警戒体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>東海地震注意情報が発表されたとき。</u> 																										
第3配備 (非常体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。</u> 																										
	略	配備基準																										
第1配備 (準備体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度4の地震が発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」</u>が発表されたとき。 																										
第2配備 (警戒体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 <u>「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表により三重県が「南海トラフ地震準備体制」を取り、三重県が発出する情報により、本市への影響が懸念される時。</u> 																										
第3配備 (非常体制)		<ol style="list-style-type: none"> 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、市長（本部長）が必要と認めたとき。 (削除) 																										

No.	頁	行	旧	新
11	76	18	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 <u>応援要請、受入れ体制の整備（危機管理部、総務部）</u></p> <p>市は、<u>国・県等からの人的支援や災害ボランティア活動を踏まえ、災害時の応援要請・受入れを迅速かつ円滑に行い、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めておくものとします。</u></p> <p>また、<u>平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</u></p> <p>4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）</p> <p>市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を<u>待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。</u></p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 <u>受援計画の策定（危機管理部、総務部）</u></p> <p><u>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年）や県が策定した「三重県広域受援計画」（平成30年）を踏まえ、受援計画を策定します。</u></p> <p>(1) <u>受援計画の要素</u></p> <p><u>次の事項について、あらかじめ定めるものとする。</u></p> <p>ア <u>自治体応援職員の受入れ</u></p> <p>イ <u>支援物資の受入れ</u></p> <p>ウ <u>応援団体別の受入れ</u></p> <p>エ <u>受援向上に向けた取組</u></p> <p>オ <u>その他受援に係る必要なこと</u></p> <p>(2) <u>受援計画の見直し</u></p> <p><u>受援計画は、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u></p> <p>4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）</p> <p>市は、<u>総務省が構築した「被災市区町村職員確保システム」により、三重県を通じて要請があった場合は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
12	96	5	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等</u></p> <p>ア <u>東海地震に関連する調査情報</u></p> <p>イ <u>東海地震注意情報</u></p> <p>ウ <u>東海地震予知情報</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 略</p>
13	103	2	<p>第6節 避難対策活動</p> <p>3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）</p> <p>地震の発生や津波等、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会等と協力し、あらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。</p> <p>1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア 略</p>	<p>第6節 避難対策活動</p> <p>3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所、警察署）</p> <p>地震の発生や津波等、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会等と協力し、あらかじめ定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。</p> <p><u>津波警報等発表時には、国道23号から山側（西方）へより遠く、より高くの原則に則り、警察の協力のもと住民等を誘導することとし、車両利用は要支援者輸送の場合に限ることとします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>参考：交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）</p> <p>第10章</p> <p>第3節</p> <p>3 大地震が発生したとき</p> <p>(2) ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、<u>避難のために車を使用しないこと。</u></p> </div> <p>1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）</p> <p>(1) 避難空間</p> <p>ア 略</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>イ <u>避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設します。</u></p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)～(イ) 略 (ウ) 福祉避難所 福祉避難所とは、大規模災害が発生した際に、一般的な避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある方など、何らかの特別な配慮を必要とする方のための施設で、良好な生活環境が確保された公共施設やあらかじめ災害応援協定を締結した社会福祉施設等を活用します。 なお、福祉避難所の円滑な開設運営に資するため、公共施設を活用する場合の具体的な受入手順や運営方法を見直すとともに、社会福祉施設等が受け入れる場合の避難者の移送や受け入れの方法について、施設管理者との連携も含めた協議を進め、これらを踏まえた福祉避難所への避難の在り方を整理検討し、真に必要な避難者が福祉避難施設に避難できる体制づくりに努めます。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>1 2 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営</p>	<p>イ <u>指定避難所では避難生活に支障が想定される高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、長期間の避難生活が想定される場合、要配慮者の状況を踏まえ、福祉避難所を開設します。</u></p> <p>ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)～(イ) 略 (ウ) 福祉避難所 福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。 また、福祉避難所は、要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用した指定福祉避難所に区分します。 拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で津市社会福祉事業団、津市社会福祉協議会と連携し運用を開始します。 指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めます。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>1 2 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。 (ア)～(カ) 略 (新設)</p> <p>オ 略 (2) 略</p>	<p>ア～ウ 略</p> <p>エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。 (ア)～(カ) 略 <u>(キ) 避難所の施設環境に応じてペット同伴者に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルールやマナーの周知</u></p> <p>オ 略 (2) 略</p>
14	111	16	<p>第8節 水防活動</p> <p>1 監視・警戒態勢の確立（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部） (1)、(2) 略 (3) 水門、えん堤等の操作 水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、地震予知情報等の連絡を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。管理者は、毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行います。</p>	<p>第8節 水防活動</p> <p>1 監視・警戒態勢の確立（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部） (1)、(2) 略 (3) 水門、えん堤等の操作 水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」の発表を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。管理者は、毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行います。</p>
15	113	16	<p>第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市政策部、商工観光部、農林水産部） (1) 実施機関 被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、<u>三重県災害対策本部の津地方災害対策部（津地域防災総合事務所）</u>に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。 (2)～(4) 略</p>	<p>第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市政策部、商工観光部、農林水産部） (1) 実施機関 被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、<u>三重県災害対策本部津地方災害対策部</u>に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。 (2)～(4) 略</p>

No.	頁	行	旧	新
16	121	10	<p>第12節 飲料水の確保、調達</p> <p>1 給水体制の確立（水道局）</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 給水の方法</p> <p>断水時の給水の方法は下記のとおりとします。ただし、断水状況により給水方法は異なる場合があります。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>第12節 飲料水の確保、調達</p> <p>1 給水体制の確立（水道局）</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 給水の方法</p> <p>断水時の給水の方法は下記のとおりとします。ただし、断水状況により給水方法は異なる場合があります。</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ <u>小学校等の蛇口付受水槽による拠点給水</u></p> <p><u>蛇口付受水槽に貯留している水道水を、市民自らが蛇口から利用します。</u></p> <p>エ 非常用耐震貯水槽による拠点給水</p> <p><u>非常用耐震貯水槽で貯留した水道水を市民に供給します。</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(5) 略</p>
17	135	12	<p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、<u>県地方災害対策部（健康福祉部）</u>、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第3編第2章第1節による自衛隊派遣要請を行います。</p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の捜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等</p> <p>大規模な災害により市だけで対応できない場合は、<u>三重県災害対策本部津地方災害対策部</u>、警察、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ第3編第2章第1節による自衛隊派遣要請を行います。</p> <p>また、他の市町災害対策本部、若しくは県災害対策本部から行方不明者の捜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>

No.	頁	行	旧	新
18	137	10	<p>第18節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 愛玩動物への対策</p> <p>近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理することを原則とします。</p> <p>(3) 略</p>	<p>第18節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 愛玩動物への対策</p> <p>近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理することを原則としますが、<u>今後施設環境に応じてペット同伴者に配慮した避難所運営について検討します。</u></p> <p>(3) 略</p>
19	141	20	<p>第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策（<u>中部電力株式会社津営業所資料提供</u>）</p> <p>災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。</p> <p>また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(7) 行政機関及び報道機関への情報提供</p> <p>ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が<u>可能な限</u></p>	<p>第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>3 電力施設の応急対策</p> <p><u>中部電力株式会社は、</u>災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 広報活動</p> <p>災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し<u>適時、適切に</u>積極的な広報に努めます。</p> <p>また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>(7) 行政機関及び報道機関への情報提供</p> <p>ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が<u>適時、適</u></p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>り定期的に情報提供を行います。 なお、報道機関については、<u>対外情報班が可能な限り定期的に情報提供を行います。</u> イ <u>必要に応じて、津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。</u></p> <p>4 <u>ガス施設の応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）</u> 災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。 (1)～(4) 略</p> <p>5 通信施設の応急対策 (1) <u>西日本電信電話株式会社三重支店（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）</u> ア～オ 略 (2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店 非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。 ア～エ 略</p> <p>6 公共交通機関施設の応急対策 (1) 東海旅客鉄道株式会社 現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。 ア～キ 略 (2) 近畿日本鉄道株式会社</p>	<p>切に情報提供を行います。 なお、報道機関については、<u>対外情報班が適時、適切に情報提供を行います。</u> イ <u>津市災害対策本部とホットラインを構築するとともに、必要に応じて連絡要員を津市に派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。</u></p> <p>4 ガス施設の応急対策 <u>東邦ガス株式会社は、</u>災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。 (1)～(4) 略</p> <p>5 通信施設の応急対策 (1) 西日本電信電話株式会社三重支店 ア～オ 略 (2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店 <u>株式会社N T T ドコモは、</u>非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。 ア～エ 略</p> <p>6 公共交通機関施設の応急対策 (1) 東海旅客鉄道株式会社 <u>東海旅客鉄道株式会社は、</u>現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。 ア～キ 略 (2) 近畿日本鉄道株式会社</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。</p> <p>ア～オ 略 (3)、(4) 略</p>	<p><u>近畿日本鉄道株式会社は</u>、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。</p> <p>ア～オ 略 (3)、(4) 略</p>
20	161	表中	<p>第27節 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用（危機管理部）</p> <p>(1) 各部の情報伝達活動</p> <p>表中 県（<u>健康福祉部</u>）</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>第27節 災害救助法の適用</p> <p>1 災害救助法の適用（危機管理部）</p> <p>(1) 各部の情報伝達活動</p> <p>表中 県（<u>防災対策部</u>）</p> <p>(2)～(4) 略</p>
21	170	6	<p>第4編 災害復旧・復興対策</p> <p>第2章 災害復旧・復興</p> <p>第1節 災害復興指針</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第6節 災害復興指針</p> <p>※第2編第5章第6節へ移動</p>